

2015 前期 LS(本)

受験番号

2015 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 商法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の事例を読んで、設問に答えよ。

〔事例〕

P 株式会社(以下「P 社」)の概要は、次に記すとおりである。

- ・取締役会設置会社
- ・監査役設置会社
- ・譲渡制限株式のみを発行し種類株式発行会社ではない
- ・発行可能株式総数 1000 株
- ・株主構成 A : 300 株、B : 250 株、C : 150 株、D : 100 株、E : 100 株、F : 100 株
- ・役員構成 代表取締役 : A
その他の取締役 : B、C
監査役 : D

P 社の代表取締役 A は、長年にわたり、他の者の意見に耳を貸さず、自ら好きなように会社経営を行ってきた。ところが、ここ 1、2 年の間に P 社の経営状態が悪化していく中で、A の独善的な経営に対して、B が批判的な態度を強め、他の者もしばしばそれに同調する傾向がみられるようになった。これに対して、A は株主総会で多数を制することで事態を打開しようと考えて、2014 年 7 月 1 日に妻である E に対して、法定の手続を採らず、密かに 800 株の募集株式を発行した(以下、「本件募集株式」)。

〔設問〕

2014 年 10 月 1 日の株主総会において、本件募集株式発行の事実を知った B は、会社法上いかなる法的措置を採ることができるか。